

生活保護の しおり

このしおりは、生活保護制度の仕組みや手続き、生活保護を受給してからのことを説明するものです。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります。

生活保護は日本国民誰もが相談・申請できますので、生活に困ったら、ためらわず豊島区福祉事務所へご相談ください。



(福祉部 生活福祉課・西部生活福祉課)



SDGs 未来都市豊島区

豊島区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



豊島区 生活保護 検索

1 生活保護制度について	1
2 生活保護の手続きの流れ	2
生活相談	3
生活保護の申請	3
調査	4
審査	5
生活保護の決定	6
3 生活保護に関する権利と義務	7
4 生活保護の受給が開始されたら	
地区担当員（ケースワーカー）とは	8
生活保護の種類	8
届出（申告）について	10
生活保護費の支給方法	11
医療機関への受診方法	12
指導や指示	12
減額・免除制度	13
自立支援	13
生活保護費の返還が必要な場合	14
5 生活保護のよくある質問	15

生活保護制度 について

生活保護とは、日本国憲法に基づく国民の権利で「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し自立した生活を送るための支援が受けられる制度です。

病気やケガ、失業、離婚など様々な事情により、収入や貯えが減り生活が苦しくなったなどの理由で、保護の要件を満たす場合は生活保護を受けることができます。

日本国憲法 第25条第1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護法 第1条

この法律は日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 生活保護の 手続きの流れ

生活保護が決定するまでの流れは以下のとおりです。

生活相談

相談員が、生活にお困りになっている事情などをお伺いし、生活保護制度や他の利用できる制度などを案内します。



生活保護の申請

生活保護を申請される場合には、申請書類を記入していただきます。



調査

家庭訪問、生活歴、生活にお困りになっている原因、収入や資産、扶養義務者の有無などを調査します。



審査

調査の結果、最低生活費(国が定めた基準)と世帯の全収入状況等を比較し、生活保護の受給の可否を福祉事務所が審査します。



生活保護の決定

審査の結果、申請を受理した翌日から起算して、原則**14日以内に生活保護受給の可否の結果を文書で通知します。**

※特別な事情で調査に時間を要する場合は、最大30日以内に文書で通知します。

生活相談

生活が苦しいから相談したい、生活保護制度や他に利用できる制度があるのか詳しく知りたいなど、お困りのことがあればご相談ください。

面接相談員が家庭の事情や困っている状況をお伺いし、生活保護制度や他の利用できる制度について案内します。

また、収入や所持金、負債の有無、お住まいや通院の状況など、現在の状況を全般的に確認します。

生活保護の申請

生活保護は本人、扶養義務者、同居の親族、成年後見人が申請できます。
また、入院などで本人が申請することが出来ない場合は、地区担当員が病院などに訪問することも可能ですのでご相談ください。

※急迫した状況にあると認められたときは、申請がなくとも生活保護を受けることができる場合があります。

申請の意思がある方には、以下の書類をご記入いただきます。

○ 保護申請書

保護を受けたい理由や親族の情報や状況など

○ 収入・無収入申告書

給与や年金、手当だけではなく、保険の割戻金や還付金など**すべての収入**

※収入申告は、現在の状況を把握するのに欠かせないものです。

○ 資産申告書

現金・預貯金、不動産・生命保険などの保有状況や負債など

※負債については、債務整理の必要性を検討する材料になりますので、正確な金額がわからない場合でもご記入いただきます。

○ その他関係書類

上記以外の書類については、相談・申請時に案内します。

暴力団員や暴力団活動に関わっている場合は、生活保護の要件を満たさないため、生活保護の受給はできません。

調 査

生活保護の決定(開始または却下)をするため、家庭訪問を実施し、資産の有無や世帯の状況を調査します。

なお、生活保護受給中も定期的、臨時的に調査します。

※虚偽の報告や家庭訪問に応じないなど調査に協力が得られない場合は、生活保護の申請を却下することになります。

□ 自宅への家庭訪問

お住まいや生活の状況などを確認するため、自宅へ訪問します。

□ 収入の取扱い

給与や年金、各種手当などの公的な給付、親族からの仕送り、借金など世帯すべての収入を認定します。

ただし、必要経費など収入から控除されるものや、収入として認定されないものもあります。

最低生活費から認定した収入を差し引いた額が、生活保護費として支給されます。

□ 資産の取扱い

資産申告書をもとに、銀行・生命保険(学資保険含む)・自動車・バイク・土地家屋・貴金属・有価証券など全体の資産を調査します。

なお、資産の中で自立に効果があると判断されるものについては、保有が認められる場合がありますが、保有が認められないものは、売却し生活費に充てていただきます。

□ 他の制度の利用(他法優先)

年金、各種手当、雇用保険(失業保険)、医療費助成(自立支援医療証)など、生活保護以外の公的な制度を利用できるか調査し、他の制度が利用できる場合は、必ず利用手続きを進めていただきます。

□ 能力の活用

働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。

また、傷病などで働くことが難しい方には、医師の指示に従い治療に専念するよう努めてください。

□ 親族への照会

生活保護では、民法に定める扶養義務者(親、子ども、兄弟姉妹などの親族)による扶養が生活保護に優先すると定められております。

(生活保護法第4条第2項)

そのため、親族に対し、申請した人の援助が可能か照会します。※

ただし、親族は可能な範囲で援助を行うものであり、親族がいるというだけで、生活保護制度が利用できないということはありません。

※親族との関係が著しく不良、疎遠、DV や虐待の可能性があるなど親族に知られたくない相応の理由がある場合は、照会を保留又は行わないこともありますので、親族の状況や関係性について、地区担当員へお話しください。

審 査

ご提出いただいた書類や調査の結果をもとに、生活保護の受給の可否を審査します。

生活保護は、国が定めた 1 ヶ月の「最低生活費」と「世帯の全収入(給与、年金、手当、仕送りなど)」を比較して不足する生活費などを補う制度です。

生活保護は、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

そのため、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。

□ 生活保護を受給できる場合(生活保護の開始)

世帯の全収入が最低生活費より少ない場合には、生活保護を受給できます。
この場合、最低生活費から世帯の全収入を差し引いた不足分が支給されます。

例)最低生活費が10万円で、仕事による収入が7万円ある場合

最低生活費:10万円 - 世帯の全収入:7万円 = 生活保護費:3万円

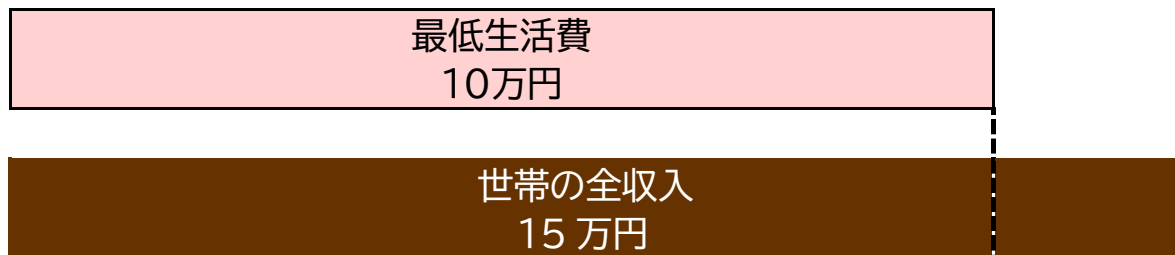
最低生活費 10万円	
世帯の全収入 7万円	生活保護費(不足分) 3万円

□ 生活保護を受給できない場合(生活保護申請の却下)

世帯の全収入が最低生活費を超える場合、生活保護は利用できません。

例)最低生活費が10万円で、仕事による収入が15万円ある場合

最低生活費:10万円 - 世帯の全収入:15万円 = -5万円



生活保護の決定

審査の結果、生活保護の「開始決定」又は「申請の却下」を書面で通知します。
原則として、申請のあった翌日から起算し14日以内(調査に時間を要した場合には最長で30日以内)に通知します。

決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、地区担当員におたずねください。

また、生活保護の決定に不服のあるときは、通知を受け取った日の翌日から3ヶ月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。

3 生活保護に関する 権利と義務

権 利 【保障されていること】

- ◆ 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることはありません。
- ◆ 生活保護費として受け取るお金や品物に、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ◆ 生活保護の決定に疑問があるときは、地区担当員へおたずねください。それでも、生活保護の決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から起算し、3ヶ月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。

義 務 【守らなければならないこと】

- 働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。傷病などで働くことが難しい場合は、医師の指示に従い、治療に専念してください。
- 持病のない方も、自身の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- 住宅費や給食費、教材費などは、支給する目的のために使用し、滞納しないでください。
- 収入・支出などの生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。
- 収入や生活状況の変化(入退院など)があったときは、速やかに福祉事務所へ届出(申告)をしてください。
- 生活の維持向上、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときはこれに従わなければなりません。

4 生活保護の受給が 開始されたら

地区担当員（ケースワーカー）とは

生活保護制度やその他各種制度を用いて生活保護受給者の自立を助長し、生活がよりよくなるための方策などを共に考え、支援します。

家庭訪問や面談を通じて、生活の様子や健康状態などをお伺いし、状況に沿った支援の方針を立てます。

なにか状況が変わったことなどがあれば、速やかに地区担当員にご相談ください。

生活保護の種類

生活保護の扶助は、次の 8 種類です。支給にはそれぞれ条件があります。

生活扶助

日常生活をするうえで必要な食費・被服費・光熱水費など日常に必要な費用

※年齢や世帯の人数、入院や施設入所など世帯の状況に応じて基準額が定められています。

住宅扶助

家賃・地代・契約更新料・敷金・家屋修繕費など

※世帯の人数、部屋の大きさによって上限額が定められています。

※共益費や管理費などは、生活扶助費から支給される生活費の中から支払っていただくため、住宅扶助には含まれません。

教育扶助

義務教育を受けている児童・生徒に必要な学用品代など

- 医療扶助** 病気やケガの治療のための医療費や通院費(原則本人負担なし)
※同じ病気やけがで複数の病院を受診することはできません。
※健康保険の範囲が対象であり、いわゆる自由診療は対象外です。
- 介護扶助** 介護サービスを受けるために必要な費用
※介護保険の範囲内です。
- 出産扶助** 出産に必要な費用
- 生業扶助** 技能の習得、就労又は高校への就学に必要な費用
- 葬祭扶助** 葬祭に必要な費用

□ 一時扶助

毎月決まった生活保護費のほかに、一定の条件を満たした場合、臨時に支給されるものです。

事前の申請が原則です。申請時には見積書や領収書などの書類が必要となるため、必ず事前に地区担当員へご相談ください。

例) おむつ代、アパートの契約更新料、住まいを借りるために必要な敷金や運送代、通院時の交通費、高校へ通学するための定期代 など

□ 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

□ 進学就職準備給付金

生活保護受給世帯の子どもが大学や専門学校などへ進学した場合や、高校卒業後に就労により生活保護を必要としなくなった方に、新生活立ち上げのための費用として支給されます。

届出(申告)について

生活保護費を正確に決定するために定期的な収入申告や、生活状況に変化がある(あった)場合に、速やかに届出をしてもらう必要があります。

□ 毎月の収入について

収入申告

全ての世帯員の全ての収入が申告の対象となります。速やかに申告してください。また、収入がない場合でも、定期的に申告が必要です

- 給与 ・ 賞与(ボーナス) ・ 一時金
- 各種年金 ・ 各種手当 ・ 雇用保険
- 仕送り ・ 養育費 ・ 相続財産
- 不動産などの資産の売却収入
- その他の臨時収入
保険の給付金 ・ 生命保険の解約返戻金 ・ 慰謝料 ・ 宝くじ ・
ギャンブルの払戻金 ・ 各種給付金 ・ 還付金 ・
インターネットオークションなどの売上金 など

※借入金(知人などからの借金含む)や現金と同様に使用できる商品券や電子マネー・ポイントも収入としてみなします。

□ 資産の状況について

資産申告

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年 1 回の申告が必要となります。このほかに新たに口座の開設、生命保険への加入、資産(預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券など)を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった場合は、速やかに申告してください。

- ⚠ 活用できる資産(年金・手当・不動産・生命保険など)がすぐに現金にならないときは、生活保護受給後に現金になったときに、支給された生活保護費(医療費など含む)を返還していただく場合があります。
詳細は、生活保護費の返還が必要な場合(14ページ)をご確認ください。

□ 世帯の状況が変わる(変わった)とき

世帯の状況が変わる・変わったときは、速やかに地区担当員へご連絡ください。

- 仕事を始める・辞める・勤務条件が変わる
- 新たに病院へ受診する・受診しなくなる・入院・退院
- 住所や家賃が変わる(転居の際には必ず事前にご相談してください)
- 出生・死亡・妊娠・転出入 などにより世帯人数が変わるとき
- 入学・休学・退学・卒業・転校
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金 などの新規取得、更新、喪失
- 自立支援医療受給者証・指定難病医療受給者証を新規取得、更新、喪失
- 社会保険の加入、喪失、内容変更
- 生活保護から自立する見通しがついた
- その他
帰省などで長期間留守にする・海外渡航による出入国・交通事故や災害にあった など

生活保護費の支給方法

原則、月末に翌月分の生活保護費を指定いただいた金融機関口座へ振り込みます。なお、支給日は月末ではない月(年末や年度末など)もありますので、詳細は地区担当員へご確認ください。

※生活保護費は、必要な額だけ引き出すなど十分気を付けて計画的に管理してください。

医療機関への受診方法

生活保護法では受診できる医療機関が指定されています。そのため、医療機関への受診を希望する際には、地区担当員へご相談ください。

受診する前に、福祉事務所へ病状、受診する医療機関、受診日を申請



福祉事務所が「医療要否意見書」または「医療券」を交付



「医療要否意見書」または「医療券」を持参し、医療機関を受診
※マイナンバーカードを用いた資格確認の場合は、紙の医療券の発行を省略することがあります

□ 医療機関を受診する際の注意点

- 自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、あわせて提示して受診してください。
- 会社などの健康保険に加入している方は、その資格を証するものを提示して受診してください。
- 医師が使用を認めている場合は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用していただきます。
- 休日や夜間に急な病気で病院に受診するときは、医療機関に生活保護を受給している旨を伝え、翌開庁日に地区担当員へご連絡ください。

□ 治療材料の給付

医師が治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖などが必要と判断した場合、金額や耐用年数などの条件を満たせば給付できます。

□ 施術の給付

柔道整復(接骨院・整骨院)、あんま・マッサージ、はり・きゅうについては、給付に条件がありますので、事前に必ず地区担当員へご相談ください。

指導や指示

「生活保護に関する権利と義務－義務守らなければならないこと」(7 ページ)や「届出(申告)について」(10～11 ページ)を守ることができず、あなたの最低生活の保障や自立のために必要と判断したときは、指導や指示を行うことがあります。
(生活保護法第 62 条)

指導や指示に従わないときは、保護の変更・停止・廃止となることがあります。

減 額 ・ 免 除 制 度

生活保護を受給している間は、届出(申請)により、料金の減額、免除を受けることができる場合があります。詳しくは地区担当員におたずねください。

- 区民税・都民税・固定資産税の減免
- 国民年金保険料の免除
- 都営交通無料パスの交付
- JR通勤定期乗車券の割引
- 上下水道料金の免除
- 都営住宅の保証金・住宅使用料・共益費の減免
- NHK放送受信料の免除
- 粗大ごみ収集手数料の免除
- など

自 立 支 援

地区担当員や専門の支援員が、定期的な家庭訪問や面談を通し、生活の様子や健康状態などをお伺いし、自立できるよう支援します。

□ 就労支援

ハローワークへの同行など一緒にお仕事を探す支援を行っています。
すぐに仕事をするのが難しい方には、ボランティアや就労体験などを通して仕事をするのに必要なスキルを身に付けたり、生活リズムを整えるための支援を行っています。

□ 安定した居宅生活の継続のために

住み慣れた地域で安心して生活していただくために様々な支援を行っています。

- 65 歳以上の高齢者世帯に対する見守り支援
- 生活費を計画的に使うことが困難な方に対する家計改善支援
- 精神的な不安を抱える方に対する相談や訪問支援
- 施設などからアパート生活に移る方、やむを得ず引越しが必要な方などに対する訪問相談や各種手続きの支援

□ 資産の調査、活用

各種年金の受給権調査や動産・不動産調査、その他資産を活用するための支援を行っています。

□ 子どもの進学支援

小学4年生から高校卒業年次の子どものいる世帯を対象に、地区担当員と専門の支援員が面談や訪問を通して無料学習会の紹介や進学に向けた手続き支援、給付金や奨学金などの情報提供を行っています。

生活保護費の返還が必要な場合

次のような場合には、すでに支給された生活保護費を福祉事務所へ速やかに返還していただく必要があります。生活保護費の返還は生活保護法に規定された義務です。

□ 生活保護費を受け取りすぎたとき

生活や家庭の状況が変わって生活保護費を受け取りすぎたときは、多く受け取った分のお金を福祉事務所へ返還していただきます。

生活保護費の受け取りすぎは、「届出(申告)について」(10～11 ページ)の収入申告や世帯の状況が変わる(変わった)ときなどに発生します。

□ 活用できる資産があって生活保護を受給したとき(生活保護法第 63 条)

活用できる資産(年金・手当・不動産・生命保険など)がすぐに現金にならないときは生活保護を受給することができますが、後に現金になったときには、支給された生活保護費(医療費など含む)を返還していただきます。

現金が受け取れるようになったときは、速やかに地区担当員に申告してください。

□ 不実の届出(申告)をしたとき(生活保護法第 78 条)

必要な届出をしなかったり、収入を偽ったり、事実と異なる申請や届出をして不正に生活保護を受給した場合は、生活保護費を返還してもらうほか、生活保護法や刑法の規定により処罰されることがあります。

※福祉事務所では、提出された収入申告書の内容と課税状況の収入額が一致しているか、調査をしています。一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。

⚠ 不正に生活保護を受給したとき(生活保護法第 85 条)

意図的に不正に生活保護の受給を行ったり、繰り返したり、生活保護費を返還しないなど悪質と判断されたときは、返還する生活保護費の増額や告訴の対象となることがあります。告訴で有罪判決となった場合は、生活保護法又は刑法により拘禁刑や罰金が科されます。

また、これらの懲罰を受けた場合でも生活保護費を返還する義務は免除されず、生活保護が廃止になった後も、滞納が続けば差し押さえなどの強制的な方法で徴収する場合があります。以後の生活に多大な負担と影響が残ります。

5 生活保護の よくある質問

Q1 生活保護の申請をするのに持っていくものはありますか。

A

原則、生活保護申請時に申請書類などを記入していただきます。また、生活保護を決定するうえで、世帯全員分の収入や資産、住まいなど世帯の状況がわかる書類を提供していただきます。ただし、「申請書類等の記入ができない」「書類がそろっていない」などの場合でも生活保護の申請は可能です。詳細は、来所する前に福祉事務所へお問い合わせください。

Q2 同居する両親だけ生活保護を受給することはできますか。

A

保護の必要性の判断は世帯単位※で行なうことになっているため、一部の世帯員だけが生活保護を受給することはできません。
※生活保護の「世帯」は住民登録や血縁関係の有無に関わらず、同じ住居で生計が同一の場合は、同一世帯と判断します。

Q3 家賃が高いため、家賃分だけ生活保護費をもらえますか。

家族が入院したので、医療費だけ生活保護費をもらえますか。

A

「生活保護の手続きの流れ」―「審査」(5～6 ページ)にもあるとおり、世帯の全収入が最低生活費より少ない場合に、生活保護を受給できます。
なお、住宅費や医療費については、各種助成制度が利用できる場合があります。

Q4

住宅ローンや借金があっても生活保護は受給できますか。

A

住宅ローンや借金があることで生活保護を受給できないということはありません。

ただし、生活保護費から住宅ローンや借金を返済することは、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨に反するため、原則として認められません。

Q5

持ち家に住んでいますが、売却しないと生活保護を受給できませんか。

A

家や土地などの不動産を保有している場合であっても、生活保護を受給することができます。

ただし、利用していない又は処分価値が大きい家や土地については、保有が認められず売却等の処分をしていただき、その売却代金は生活保護開始時の資産として、福祉事務所に返還していただきます。

また、高齢者世帯の場合は「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」を利用していただく場合があります。

Q6

急な出費に備え貯めた 50 万円には手をつけたくありません。しかし、収入がなくて困っています。

A

生活保護制度を利用するためには、貯金を今の生活費に充ててください。生活保護受給後は、生活費の他に出産や葬祭など生活保護で必要と認められる費用については支給されます。詳細は、「生活保護の種類」(8～9 ページ)をご確認ください。

Q7

介護保険は利用できますか。

A

介護保険制度は利用できます。また、介護サービス費利用者負担分と介護保険料は、生活保護費から支給されます。

Q8

子どもを高校へ就学、大学へ進学させることはできますか。

A

- 高校に就学することはできます。国が定める所要額を目安に必要な費用が生活保護費から支給されます。
- 大学に進学した人は、生活保護制度の利用はできません。
例)子どもが奨学金等を受けながら大学へ進学する場合は、世帯分離という取扱いになるため、進学した人の分の生活保護費は支給されません。
※世帯分離後も同居しながら大学へ通えます。

Q9

就職したら、生活保護はすぐ廃止になりますか。

A

就労が安定し、国の定める最低生活費を上回る収入を維持できていると認められた時点で、生活保護の廃止を検討します。そのため、就職してもすぐに廃止になるとは限りません。

Q10

外国籍ですが、生活保護制度は利用できますか。

A

外国籍の方は対象外です。ただし、一部の在留資格を有する人(永住者や日本人の配偶者など)が生活に困った場合、生活保護法に準じて生活保護制度を利用することは可能です。この場合、在留カード又は特別永住者証明書に記載された住所地の福祉事務所にご相談ください。

Q11

個人情報を守られるか不安です。

A

地方公務員法で職員が職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと定められています。個人情報は固く守られますのでご安心ください。

地区担当員

あなたを担当する地区担当員は

生活福祉 ・ 西部生活福祉 課
保護第 グループ 担当: _____
電話番号: 03 - _____

開庁時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始除く)

福祉事務所

□ 生活福祉課

住所: 豊島区東池袋1-39-2

(池袋駅下車 東口から徒歩5分)

電話: 03-3981-1842(相談グループ)



□ 西部生活福祉課

住所: 豊島区要町1-5-1

(要町駅下車 2番出口から徒歩5分)

電話: 03-5917-5762(相談グループ)

